

新基準の適用方針検討に当たっての論点（案）

1 新基準適用の考え方

内航ケミカル船への新基準適用については、円滑な輸送、事業者への影響に配慮しつつ、海洋環境保護の観点から可能な限り早期に新基準を適用するのが妥当と考えるがどうか。

2 新基準の具体的適用

(1) 有害液体物質排出防止等設備(排出防止設備)

○新造船への適用

- ・2007年1月1日以降に建造される内航ケミカル船には、(2007年1月1日から)新基準を適用すべきではないか。

○現存船への適用

- ・現存の内航ケミカル船で、新基準の適用に伴い排出防止設備の新設・改造の必要な船はどれぐらい有るか。また、係る新設・改造は当該ケミカル船の輸送、経済上どの程度の負担となるか。
- ・現存内航ケミカル船の排出防止設備への新基準の適用に延期は必要か。必要とすれば延期の期間はどの程度とするのが適切か。

○排出方法との関係

- ・排出方法、排出設備の義務付、排出設備の検査は同一期日から新基準を適用するのが、実効性のある規制の確保の観点から望ましいのではないか。

(2) 運送に係る構造・設備規制(構造要件)

○新造船への適用

- ・2007年1月1日以降に建造される内航ケミカル船は、(2007年1月1日から)新基準を適用すべきではないか。

○現存船への適用

- ・現存の内航ケミカル船で、新基準の適用に伴い運送に係る構造・設備の新設・改造の必要な船はどれぐらい有るか。また、係る新設・改造は当該ケミカル船の輸送、経済性上どの程度の負担となるか。
- ・現存内航ケミカル船の構造要件への新基準の適用に延期は必要か。必要とすれば延期の期間はどの程度とするのが適切か。

(3) その他

○検査及び証書・手順書の書換え

- ・新基準の適用に伴い、「海洋汚染防止証書」、「排出の方法及び設備の手引書(P&Aマニュアル)」及び「船舶検査証書」の書換えが必要となる場合がでてくる。

書換えの前提として、有害液体物質の排出防止設備、運送に係る構造・設備などが新基準を満足していることを検査で確認することとなるが、その対応にはどの程度の期間が必要か。

船舶検査証書

第 号

船種及び船名	船舶番号又は船舶検査済票の番号	船籍港又は定係港		
汽船		京市		
総トン数又は船舶の長さ	用途	船舶所有者		
トン	液体化学薬品ばら積船 兼油タンカー			
航行区域又は従業制限 (国際航海に従事する船舶にあつては、その旨)		最大乗員		
沿海区域 ただし、別紙1に掲げる水域に限る。 (A2水域(湖川を含む)に限る。) (船舶設備規程第百四十六条の十の二の 水域を定める告示(平成29年運輸省告示 第五十一号)の水域に限る。)		旅客	0人	
		船員	8人	
		その他の乗船者	0人	
		計	8人	
		制限圧		
		箱0.78Mpa		
脱げん甲板を標示する水平線(甲板線)の上 縁の位置	0mm	貨物とう載場所 のうちの場所 あて	左欄の旅客とう載 状態に 対応する 位置	左欄の区画 の記号
満載喫水線標識の水平線の上縁 夏季満載喫水線(S)の位置	479mm		甲板線の下 方へ	C ₁
海水満載喫水線 甲板線の上縁から下方へ			甲板線の下 方へ	C ₂
冬季満載喫水線(W)の位置	-mm		甲板線の下 方へ	C ₃
冬季北大西洋満載喫水線(WNA)の位置	-mm	夏季木材満載喫水線(LS)の位置	Sの上方へ	
満載喫水線標識の水平線の上縁		冬季木材満載喫水線(LW)の位置	Sの方へ	
熱帯満載喫水線(T)の位置	-mm	冬季北大西洋木材満載喫水線(LWNA)の位置	Sの方へ	
上記の各種満載喫水線に対応する淡水満載喫 水線の位置	99mm	熱帯木材満載喫水線(LT)の位置	Sの上方へ	
		上記の各種木材満載喫水線に対応する淡水木材満載 喫水線の位置	上方へ	
その他の条件	別紙2の貨物積には、その構造・設備要件にて積載可能な液体化学薬品以外の積載を禁止する。			
有効期間	平成 年 月 日まで			
船舶安全法第9条第1項の規定により交付する。 平成 年 月 日				
中国運輸局因島海運支局長 中尾 直				

汽船台

要件 貨物船	船 型	タンク 形式	通気 装置	環境 制御	電 気 設 備			計 測 装 置	ガ ス 検 知 装 置	消 火 剤 等	材 料	呼 吸 目 及 び 保 護	特 別 要 件
					分類	グ ル ー プ	引火点 >60℃						
全タンク	3	2G	制御	不要	T2	II A	No	密閉	F T	A	N4 N5 Z	E	1.12 1.13 1.16.1 1.17 1.19.6

(注1) 上記表の記号、数値及び表現については、船舶による危険物の運送基準等を定める告示別表8の3による。

(注2) 有効なガス検知装置のない毒性貨物のために、追加の呼吸具を備えている。

区 分	油の排出防止に関する設備等及び油濁防止緊急措置手引書
	有害液体物質の排出防止に関する設備等

海洋汚染防止証書

第 号

船 名	船 船 番 号	船 籍 港 又 は 定 係 港
		県 市
船 舶 所 有 者	用 途	
	タンカー兼有害液体物質ばら積船	
総 ト ン 数	載 貨 重 量 ト ン 数	
トン	トン	
条 件	<p>海洋汚染及び海洋災害の防止に関する法律施行令の別表第1に掲げられているB類物質等、C類物質等及びD類物質等以外の有害液体物質の積載を禁止する。</p>	
有 効 期 間	平成 年 月 日 まで	
<p>海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律第17条の3第1項の規定により交付する。</p> <p>平成 年 月 日</p> <p>中国運輸局因島海運支局長 中尾 直</p>		

有害液体物質の海洋への排出を行う場合の「設備の操作手引書」

設備の操作手引書

(P & A マニュアル)

この操作手引書は、海洋汚染防止設備等及び油濁防止緊急措置手引書に関する技術上の基準を定める省令第30条の規定に基づき検査済である。

平成17年 月 日

中国運輸局 尾道海事事務所長 松村 孝夫

船 名

船舶番号 第 号

船 籍 港

目 次

1. 排出規制の要点	1 頁
2. 船舶の設備と配置	2 頁
3. 揚荷手順とストリップング手順	7 頁
4. 貨物タンクの洗浄、残留物の排出、バラストの注排出等に関する手順	10 頁
付録 A フローチャート	14 頁
付録 B 予備洗浄の方法	16 頁
付録 C 通風洗浄方法	17 頁
(付表)	
表 1 積載することができる有害液体物質	18 頁
表 2 積載することができる有害液体物質以外の物質	19 頁
表 3 貨物タンクの情報	20 頁
[別表 A] B類又はC類を積載した貨物タンクをストリップングした後にクリーンにするために必要な洗浄水量	
[別表 B] D類を積載した貨物タンクを荷揚げした後でタンクをクリーンにするために必要な希釈水量	
(付図)	
図 1 一般配管図	21 頁
図 2 荷役配管系統図	22 頁
図 3 タンククリーニング管系統図	23 頁
図 4 バラスト管系統図	24 頁
図 5 貨物油タンク加熱管系統図	25 頁

表1. 揮発することができる有害液体物質

No	物質名	分類	蒸気圧 kPa	融点 °C	20°Cにおける蒸気圧 (kPa)			揮発性の 適合性 Yes/No	水溶性 Yes/No
					<25	25~80	≥50		
新-1	ホルムアルデヒド及びメタノールの混合溶液(ホルムアルデヒドの濃度が3.5質量%以上4.5質量%以下のものに限定。)	C	鎖状物	x	x			No	No
新-2	トルエン及びベンゼン(濃度が10質量%以上の粗製ベンゼンを含み、前二号に掲げる物質を含むものを除く。)の混合物	C	"	x	x			No	No
新-3	3-ジメチルアミノプロピルアミン	C	"	x	x			No	Yes
010	脂肪族アルコールポリエトキシラート(アルコールの炭素数が12から15までのものであって、重合度が1から6までのもの(セコンダリアルコールであって重合度が3以上のものを除く。))及びその混合物に限定。	A	"	0>		x		No	Yes
013	脂肪族アルコールポリエトキシラート(セコンダリアルコールでその炭素数が6から17までのものであって、重合度が3から6までのもの及びその混合物に限定。)	A	"	0>		x		No	Yes
050	フタル酸ジメチルベンゼン	A	"	x		x		No	No
064	石炭酸油	A	"	+41	x			No	No
081	クロロトルエン(オルト異性体を含む異性体の混合物に限定。)	A	"	-48+7	x			No	No
082	コールタール	A	"	0			x	No	No
087	クレオソール(コールタール又は	A	"	0	x			No	No
088	ホタル酸から得られたものに限定)	A	"					No	No
089	クレゾール	A	"	-28+34	x			No	No
091	クレゾールナトリウム塩溶液	A	"	約0	x			No	Yes
092	クロロアルデヒド	A	"	x	x			No	No
107	アクリル酸メチル	A	"	x	x			No	No
112	フタル酸ジメチル(フタル酸ジメチルを除く。)	A	"	x	x			No	No
147	ジメチルベンゼン	A	"	-63+64	x			No	No
177	トキシカルフェノキシベンゼン	A	"	+25			x	No	No
182	ジスルホン酸塩溶液	A	"	x	x			No	No
185	エピクロロヒドリン	A	"	x	x			No	No
253	アクリル酸エチル	A	"	0	x			No	No
279	N-メチルピペリジン	A	"	+80				No	No
280	ナフタレン	A	"					No	No
294	ナフテン酸	A	"					No	No
392	フェニルフェノール	A	"	+2			x	No	No
397	ニトロトルエン(オルト異性体を含むものに限定。)	A	"	x	x			No	No
007	トリエチルベンゼン	A	"	x	x			Yes	No
025	アクリロニトリル	B	"	x	x			No	Yes
026	アクリルアルコール	B	"	x	x			Yes	No
044	塩化アリル	B	"	x	x			No	No
047	塩化ベンジル	B	"	x	x			No	No
063	アクリル酸ブチル	B	"	x	x			No	No
063	しょう油	B	"	約0	x			No	No
080	パラクロロトルエン	B	"	+7	x			No	No
100	1,3-ジクロロベンゼン	B	"	+14			x	No	No
113	シクロペンゼン	B	"	-24+53	x			No	No
115	ビス(2-クロロエチル)エーテル(別:シクロエチル)	B	"	x	x			No	No